

大東市放課後児童健全育成事業に関する条例制定に伴う基準に係るパブリックコメントの結果について

事務局：大東市生涯学習部生涯学習課

◆実施期間 平成26年7月8日（火）～平成26年7月28日（月）

◆閲覧場所 市役所1階市民情報コーナー、生涯学習課、大東市社会福祉協議会

No.	項目	意見要旨	回答
①	配置の基準	人数が多い児童クラブでは、40人以下を1単位とすると、3部屋必要な学校も出てくる。マンションも立ち、これから児童数も増えることが予想され、部屋の確保も大変であるし、現在の小学校1年生のクラスは30人学級であるが、児童クラブは60～70人がベストであると思います。	厚生労働省令で定められた基準を参考に、各市で定員と面積を決めることとなっております。大東市では、国の基準と異なるような特別の事情はないと判断し、国の基準に従い定員、面積を定めております。
②		専用区画、児童1人あたり1.65㎡以上で40人以下は、小学校の普通教室の大きさと、机や椅子がある状態と同様に考えると、今の和机だけの部屋であるならば40人以下ではなく、もう少し定員の基準を多く上げるべきではないかと思う。	①に同じ。
③		配置に関して、40人以下になっていないところがある。	現在の児童クラブの定員は、70人となっております。今回の運用基準の条例制定に伴い、5年間の猶予期間を経て、国の基準を参考に1支援単位当たり概ね40人以下の定員といたします。
④		1支援単位を構成する児童の人数について、概ね40人以下という所を徹底して頂きたいと思います。	③に同じ。

⑤	配置の基準	人数が多いので、もう少し人数を少なくしてもらえた方がいいと思うのですが、それに伴う待機児童が増加するのも困ると思います。	③に同じ。
⑥	職員の配置等	指導員の配置については、最低2人は有資格者で対応すべきで、責任ある者を2人以上配置しなければ、休暇時等の対応ができないと思います。	①に同じ。
⑦		職員の一般的要件に関して、資格を持っていても指導者として適正かどうかをきちんと見極めることが必要。	雇用者は、職員の適性を見極めたうえで配置する必要があり、その基準として「職員の一般的要件」を定めています。
⑧		支援員を雇用する場合、有資格者が全て適正があるかはどうかわかりませんが、報酬に関して一律にすべきかどうか難しい。	配置については、運用基準に定めておりますが、報酬については雇用者の裁量であり、運営基準に定めることはなじまないものと考えています。
⑨		障害児に対する支援を配置できるとありますが、ここは、支援員にした方が良くと思います。	条例案作成時には、「支援員」を使用いたします。
⑩		障害児に対する支援員とは、補助員なのか有資格者なのかわかりにくかったです。できれば有資格者や障害児研修を義務付けるようにした方が良くと思います。	職員の配置状況は、すでに十分な支援員を配置しているケースなど、色々な状況が想定されるため、必要に応じて人員を確保する規定としております。研修については、「知識及び技術の向上」を図るため、事業者研修実施の努力義務を課すものとします。
⑪		地域の人材を活用するため、人材バンク「だいとう人材問屋」等を利用してもらいたい。	職員の要件に合致する人であれば、活用は望ましいですが、運営基準での規定には、なじまないものと考えます。
⑫	職員の配置等	児童クラブの先生が、物の言い方のきつい人が多いと思います。そうでないと大人数の子どもをおさえられないとは思いますが、先生の研修や指導もお願いしたいです。	①に同じ。また、研修については⑩後段に同じです。

⑬	設 備 等	特別支援学校小学部の児童の受け入れに際しては、望ましい健全育成ができる様、児童に合った環境整備が大切と思います。	特別支援学校小学部の児童の受け入れは、人員面では必要に応じ対応すると明記しており、施設の環境面についても、当該児童と限定はしていませんが、配慮に努めることとしています。
⑭		設備等の基準の② 以前はもっとせまい感じがしました。このくらいの専用区画があるのは、ストレスにならないと思います。	
⑮	対 象	小学6年生まで対象にしてもらいたい。	小学校6年生まで対象にしております。
⑯		事業の一般原則（5条）の国の参酌基準に加え、対象を特別支援学校小学部と、保護者と一緒にいることが児童の健全育成に著しい支障を及ぼす場合を加えた点は賛成です。	
⑰		対象者の②は素晴らしいと感じます。親が放置している子どもが少しでも人の関わり合いができればと思います。	
⑱	利用料金	地域によって負担金が異なるのを統一してもらいたい。	国の基準で公定価格を定めていないことから、大東市でも現在のところ、基準を定めておりません。なお、市の児童クラブの負担金(使用料)は既に設置条例で定めています。
⑲	運 営	子どもを児童クラブに預けています。対象が6年生までになったのはとてもありがたかったのですが、低学年中心なので、高学年の時間の動きと合わないので、何とかできないかと思います。	少しでもより良い運営をめざし、「常に設備および運営の向上に努めなければならない」規定や、「一人ひとりの人格を尊重してその運営を行わなければならない」規定を運営基準に定めています。
⑳	児童の健全育成の場所	大東市には児童センターがありました。諸福のセンターは放課後という短い時間ではありましたが、対象者や設備面でも、この設置基準をうまく取り入れた最高の施設であっただけに廃館となったのが残念でなりません。	児童センターと児童クラブでは、対象とする児童など目的が異なりますが、一定の代替施設となるよう運用基準を定めてまいります。

⑲	全 体	<p>ほとんどの部分が国の基準どおりに設置基準を作成されていることは高く評価できるものだと思います。</p> <p>今後とも、大東市の放課後児童健全育成事業は希望者すべてを受け入れていただけるよう努めていただけることを願っております。</p>	
⑳ ～㉓		概ねこの案に賛成です。	御意見ありがとうございます。